

『木質ボードの利用拡大による脱炭素社会・循環型社会の実現に向けた建築物木材利用促進協定』



協定締結日：令和8年3月10日
有効期間：協定締結日～令和13年3月末
対象区域：全国

日本繊維板工業会は、

- ①全国の木材関連事業者をつなぐマッチングサイト「もりんく」への企業情報の掲載やその掲載情報の充実を図る。
- ②木質ボードの使用部位・用途の拡大に向けた技術開発の推進及び建築物のLCCO₂評価に寄与すべく木質ボードの原単位の整備を進め、環境効果及びSHK制度（温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度）等についてセミナー等を開催し設計・施工者等へ周知する。
- ③本協定期間内に2025年比10%のCO₂排出量削減に取り組むとともに、建築物のLCCO₂評価を通じた木材利用のライフサイクルカーボンの可視化・情報発信を推進する。
- ④林業・木材産業からカスケード利用の結果発生する未利用材や建設発生木材を始めとする廃木材、自然災害により発生する被災木材の木質ボードの原料化への取組を関係団体等と連携して進める。

等を内容とする協定を、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省と締結。